

定年前再任用短時間勤務職員等に係る 住居手当の取扱いについて（案）

1 趣旨

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについて、見直しを行う。

2 内容

国との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

3 施行日

令和7年4月1日